

日本小児科学会奈良地方会会則

2024年2月5日現在

第1章 名称および所在地

- 第1条
1. 本会は日本小児科学会奈良地方会と称する。
 2. 本会の事務局は奈良県立医科大学小児科学教室内に置く。

第2章 目的および事業

- 第2条
1. 本会は小児科学、小児医療の発展、会員相互の研鑽および親睦を図ることを目的とする。
 2. 本会は前述の目的を達成するために以下の事業を行う。
 - (1) 学会の開催
 - (2) 関係諸機関との連絡
 - (3) その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 会員および会計

- 第3条
1. 会員は本会の主旨に賛同する医師および評議員会で承認されたものとする。
 2. 本会に入会を希望するものは、入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて本会事務局に提出する。
 3. 本会員は年会費 **5,000 円 (非課税)** を納付する。
 4. 当会計年度終了後 2 年以上会費を滞納している場合は退会したものとみなす。この場合にも滞納している 2 年分の会費納入が必要である。退会の申し出があった場合は未納分があれば、それを納入した上で退会できる。
ただし、留学等特に理由のある場合を除く。
再入会の希望があれば、それを認める。ただし、以前の入会中に未納分があれば、それを納入する必要がある。
 5. 本会の会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。
 6. 会計の収支は総会で報告し、承認を得なければならない。

第4章 役員、名誉会員および名誉会長

- 第4条
1. 本会に次の役員をおく。
会長 1名、評議員 若干名、監事 2名
 2. 会長は本会を代表する。評議員は評議員会において会務を審議し、会の運営にあたる。監事は会の会計および運営を監督する。
 3. 評議員は総会において会員の互選或いは推薦により決定する。
 4. 評議員の任期は、2年とし重任を妨げない。
 5. 会長は評議員会において互選或いは推薦により決定する。
 6. 監事は会長が委嘱する。
 7. 名誉会員は本会の目的に関して特に功績のあったもので、評議員会で推薦し、評議員会および総会の承認を得て決定される。名誉会員は会費を免除される。評議員会は次の基準により名誉会員の候補者を選出する。年齢が

65歳以上で、評議員を3年以上経験したもの。

8. 歴代会長を名誉会長とする。名誉会長は会費を免除される。

第5章 総会

第5条 1. 総会は毎年1回、開催される。このほか会長は臨時に総会を開催することができる。

2. 総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

3. 定期総会では会長が会計、会務および評議員会の審議内容を報告する。

第6章 評議員会

第6条 評議員会は会長が召集する。評議員会は評議員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席している評議員の過半数をもって決定する。監事も出席する。なお、メール審議の場合、評議員の2分の1以上の参加をもって成立し、議事は参加している評議員の過半数をもって決定する。監事も参加する。

第7章 学会

第7条 1. 学会は原則として年に3回開催される。

2. 開催場所は原則として奈良県総合医療センター、天理よろづ相談所病院、奈良県立医科大学およびその関連施設とする。

第8章 会則の変更

第8条 本会の会則は評議員会で議決後、総会で出席者の過半数の同意をもって可決することができる。

第9章 会則の施行

第9条 本会則は平成6年2月5日から施行する。

第10条 第3条1項、第3条4項、第6条、第7条2項、第8条の変更は平成28年11月5日から施行する。第4条7項の変更は平成31年(2019年)2月23日から施行する。

第11条 第4条8項および第6条の変更は令和2年(2020年)2月8日から施行する。

第12条 第4章、第4条1項および6項の変更は令和3年(2021年)2月6日から施行する。

第13条 第3条3項の変更は令和6年(2024年)2月5日から施行する。